

猪名川町ふれあい収集

(R2.8.20 修正)

ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方々に対する戸別収集を実施しております。

「ふれあい収集」は、家庭から排出されるごみを自らごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者世帯に対し、戸別にごみの収集を行うとともに、補助的に安否の確認を行うサービスです。

【対象世帯】

対象世帯は、本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本町の住民として記録されている者のうち、自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者、又は障害者によって構成される世帯であって、次のいずれかに該当する世帯とします。ただし、地域や身近な人、親族等によるごみ出しの協力が得られる場合を除きます。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けている者で、おおむね65歳以上の一人暮らしの世帯又はおおむね65歳以上の者で構成されている世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、一人暮らしの障害者の世帯又は障害者で構成されている世帯
- ③ その他町長が必要と認める世帯

【申込方法】

町役場農業環境課、日生・六瀬住民センター、クリーンセンターに備えている「猪名川町ふれあい収集申請書」又はダウンロードした申請書に記入のうえ、各窓口に提出してください。（申請書には、介護保険被保険者証、又は障害者手帳の写しを添付。）

申請手続きは、本人又はそのご家族の他、地域の民生委員や担当ケアマネージャーを通じて行って頂いても構いません。

【調査・決定】

- 申請書の提出があった場合は、直接職員が訪問し、申請内容等について面談調査を行い、必要要件を確認の上「ふれあい収集」の実施の決定を行います。必要に応じ民生委員や担当ケアマネージャーにも意見を聞くことがあります。
- 後日、「猪名川町ふれあい収集決定通知書」にて、調査の結果を通知します。
- 調査の段階で、猪名川町に保有している申請者の個人情報の内容を確認するため、使用することを同意していただきます。

